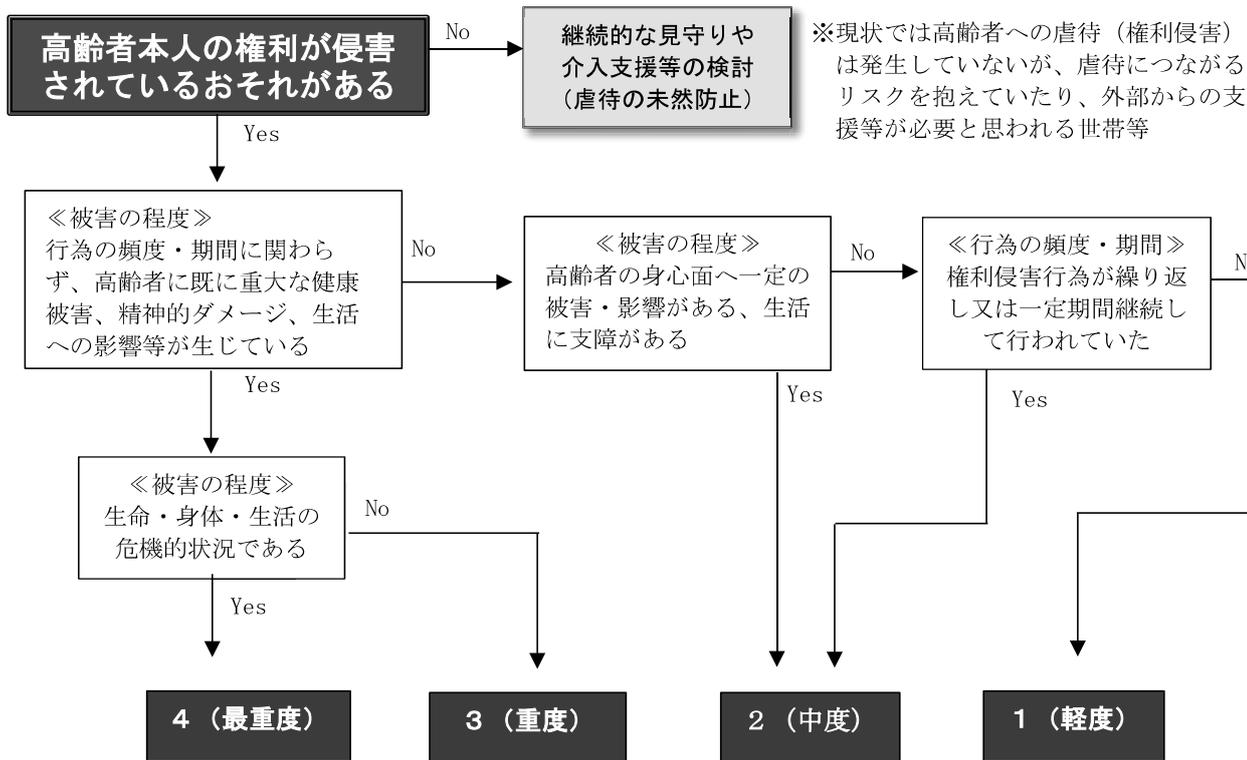


①養護者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



深刻度区分の例

	4（最重度）	3（重度）	2（中度）	1（軽度）
区分の考え方	高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返される	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負わされる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等が使われる等

【深刻度区分の判断に関するQ&A】

深刻度の判断基準について

Q1：複数の虐待類型が重複して発生していた場合、深刻度の判断はどのように考えればよいか？

A1：高齢者虐待においては、1つの事案で複数の虐待類型が確認されることもあります。その場合には、確認された虐待行為の中で最も重度の区分を適用、複数の類型が同時に確認された程度より一つ上の区分を判断するなど、総合的に判断します。

Q2：相談・通報時の虐待に比べ、過去により深刻な虐待が発生していた場合、深刻度の判断はどのように考えればよいか？

A2：当該事案において確認された虐待行為の中で最も重度の区分を適用するなど、総合的に判断します。

Q3：養介護施設従事者等による虐待事案の深刻度を判断する際に、組織環境の要因を踏まえて評価する必要があるのではないかと？

A3：深刻度指標では、虐待を受けた高齢者の「被害の程度」に着目した評価を行います。その際、組織風土的な問題（例えば、複数職員が同様の権利侵害行為を行っていた、あるいは、他の職員が気づいていたが注意や報告がなされていなかった、等）が明らかになった場合には、より早い段階で権利侵害を解消できていた可能性があることを踏まえ、「繰り返し行われていた可能性が高い」と考えて評価することが適当と考えられます。

Q4：高齢者本人への影響は少ないが適切とは言えないケアがなされていた場合、高齢者の権利が侵害されていると判断するのか？

A4：厚生労働省の対応マニュアルでは、虐待かどうか判別が難しい状況での判断について下記のように記載されています。事実確認によって情報を正確に把握したうえで判断し、適切な対応を行うことが求められています。

「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。」（『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（平成30年3月改訂、厚生労働省老健局）

深刻度判断のタイミング等

Q：深刻度はいつ判断するのか？

A：事実確認後のコアメンバー会議等の場で複数人で組織的に判断するのが望ましいです。新たな情報が入るたびに深刻度が虐待対応中に修正されることや、事例の振り返り会議（事例の検証を行う場）において、通報時点で早期発見できたかどうか深刻度を用いて判断し、修正を図ることも考えられます。

Q：深刻度は誰（どの機関）が判断するのか？

A：緊急性の判断と同じく行政です。